第12号様式（第12条関係）その２

|  |
| --- |
| 子育て子育ち総合支援館（一時預かり事業）使用料減免申請書令和　　年　　月　　日（宛先）春日井市長　石 黒　直 樹保護者　 住　　所氏　　名 電話番号一時預かり事業の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。 |
| 利用児童 | 児童名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 理由【対象の要件】　(次の⑴～⑷のうち、該当する区分に〇を付けてください)　上記の利用児童は、保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所に在籍していない児童であって、その保護者等は、春日井市内に住民票を有し、かつ、次の要件に該当します。1. 一時預かり事業を利用する時点において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第６条第１項に規定する被保護者である場合・・・児童１人当たり日額3,000円免除

　1. 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合。（⑴に掲げる場合を除く）

・・・児童１人当たり日額2,400円免除1. 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第１項第２号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である場合。（⑴及び⑵に掲げる場合を除く）

　　　　　　　 　・・・児童１人当たり日額2,100円免除1. 市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であって、一時預かり事業の使用料を軽減することが適当であると認められる場合。（⑴から⑶に掲げる場合を除く）

　　　　　　　　 　・・・児童１人当たり日額1,500円免除（裏面もご確認ください） |
| 【確認事項】１．一時預かり事業を利用しようとする日時点において、春日井市内に住民票がありますか。（　あ　　り　・　な　　し　）２．利用児童は、保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所に在籍していますか。　　　　　　　　　　　　　　　（　は　い　 [園名：　　　　　　　　　　]　・　いいえ　）３．表面の「対象の要件 ⑵ 又は ⑶ 」に該当する方のみ、お答えください。利用児童の保護者及び利用児童の属する世帯状況（住民票上で利用児童と同一の世帯に属する者）について、記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯員氏名（フリガナ） | 利用児童との続柄 | 生年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．申請者（保護者）及び利用児童と同一世帯に属する者の情報の閲覧・調査について　① 春日井市が必要な範囲において、春日井市が有する情報を閲覧及び調査することに同意しますか。（　同意する　・　同意しない　）※「同意しない」の場合　・対象の要件⑴に該当の方は、「生活保護受給証明書の写し」を添付してください。・対象の要件⑵又は⑶に該当の方は、上記の保護者及び利用児童と同一の世帯に属する者の「令和５年度市町村民税に係る課税内容が分かる証明書」を添付してください。　② 「①で同意する」を選択され、かつ、「対象の要件⑵又は⑶」に該当の方のみお答えください。　　　 上記の保護者及び利用児童と同一の世帯に属する者について、令和５年１月１日時点において　春日井市に住民票がありますか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　あ　　り　・　な　　し　）　　　※「なし」の場合　 ・「令和５年度市町村民税に係る課税内容が分かる証明書」を添付してください。なお、交付場所は、令和５年１月１日時点に住民票があった市区町村となります。注）虚偽の申請により減免を受けた場合は、減免した使用料を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。 |